

日本レコード協会規格

RIS 403 - 2001

D V D ビデオの表示事項及び表示方法

1996年10月11日制定

2001年11月21日改正

社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格
RIS 403 - 2001
DVD ビデオの表示事項及び表示方法

1. 適用範囲 この規格は、NTSCテレビジョン標準方式で記録された一般市販用のDVDビデオディスク商品（以下、DVDビデオという。）の表示事項及び表示方法について規定する。
2. 引用規格 この規格の引用規格を、次に示す。引用規格は、その最新版を適用する。
 - JIS X 0501 共通商品コード用バーコードシンボル
 - RIS 206 DVD専用ジュエルケース附属品
 - RIS 502 レコード商品番号体系
 - カラオケ用DVDビデオ・ガイドライン
 - 容器包装識別表示ガイドライン
3. 表示事項及び内容 DVDビデオに表示されるべき基本的な項目及びその内容は、次による。
 - 1) DVDロゴ DVDビデオの製造・販売に関するライセンス契約に基づく指定マークをいう。
 - 2) ディスク・タイプ 片面盤・両面盤、又は一層・二層の区別をいう。
 - 3) レーベル・マーク 当該DVDビデオを発売する会社が所有・管理する商標、原盤契約に基づき使用する商標又はマークなどを総称したものの。
 - 4) プログラム内容 映画作品における"タイトル"、"スタッフ(監督、脚本、音楽など)"、"キャスト(主な俳優など)"など。また、音楽作品における"アルバム・タイトル"、"曲名"、"著作者(作詞者、作曲者など)"、"実演家(歌手、演奏者、指揮者など)"など、当該DVDビデオに収録されているプログラムの内容に関する情報をいう。
 - 5) 画面(スクリーン)サイズ スタANDARD、シネマスコープ、ピスタサイズなど、収録されているオリジナル・プログラムの画面(スクリーン)サイズをいう。
 - 6) カラーモード表示 収録されている作品の映像カラーモードの区別をいう。
 - 7) 映像倫理マーク 当該DVDビデオに収録されている作品について、映像倫理協議会の審査・判定に基づく指定マークをいう。
 - 8) 再生可能地域管理表示 当該DVDビデオに収録されている作品について、権利者が再生地域を限定する場合の表示をいう。
 - 9) 収録時間 収録されているプログラム本編の長さ(時間)をいう。
 - 10) サイド表示 両面盤ディスクの場合のA面・B面を識別するための表示をいう。
 - 11) タイトル/チャプター番号 再生時において、当該DVDビデオに収録されている作品のタイトルやチャプターを選択するための番号。
 - 12) 映像圧縮方式名 収録された作品に用いられた映像圧縮方式名(MPEG-1又はMPEG-2)の区別を表示する。
 - 13) 音声記録方式名及び内容 それぞれの音声トラックごとに、音声仕様、録音方式、音声内容及び使用言語を表示する。
 - 14) 権利擁護表示 当該DVDビデオの製作者及び関係権利者の権利を擁護するため、"複製"、"貸与"、"公衆送信"、"公開上映"などの違法な行為を禁止する表示をいう。
 - 15) 賃貸禁止表示 レンタル禁止商品である場合の表示をいう。

- 16) 録音許諾表示 収録されている音楽作品は,(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)等との作品使用契約に基づき 権利者の許諾を得て録音したものであることを明示する指定マークの表示をいう。
- 17) ©表示 当該DVDビデオに関する製作者の著作権について,万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるための表示をいう。
- 18) コピーガード表示 コピーガード機能を用いているときは,その旨を表示する。
- 19) 原産国表示 景品表示法に基づく"商品の原産国に関する不当な表示(告示)"及び"運用基準"に従い,当該DVDビデオを製造(プレス)した国名を明示した表示をいう。
- 20) 価格 当該DVDビデオの発売会社が表示する小売価格をいう。
- 21) 商品番号 当該DVDビデオの発売会社が表示するRIS502に基づく商品分類用の記号・番号をいう。
- 22) JANコード JAN(Japanese Article Number)コード体系に基づき,当該DVDビデオの発売会社が表示するPOSバーコードをいう。
- 23) 発売年月日 当該DVDビデオの新譜発売年月日(定期発売日又は臨時発売日)を表示する。
- 24) 発売会社名又はその略号 当該DVDビデオを発売する会社名をいう。
- 25) 製造会社名又はその略号 当該DVDビデオを製造した会社名をいう。
- 26) 商品説明表示 DVDビデオを簡単に説明したものをいう。
- 27) 取扱注意事項 消費者の不用意な取扱いや保管による事故を防止するためのものをいう。
- 28) 再生機能表示 DVDビデオの各種機能を用いているときは,それぞれ該当する指定マークと取扱説明文を表示する。
- 29) その他注意事項 消費者の誤解・誤認を防止するための表示をいう。

4. 表示の方法 表示の方法は,原則として次のとおりとする。

- 1) DVDロゴ 図1に示すDVDビデオ用のDVDロゴを表示する。



- 備考1. DVDロゴは, DVDフォーマットロゴライセンシング(株)の登録商標です。
2. DVDロゴの印刷方法の詳細, 清刷の入手などについては, 製造委託先会社へ照会のこと。

表示は、指定された場所に、表 1 に示すサイズで行うこと。

表 1 表示のサイズ

単位：mm

ジュエルケース仕様の表示場所		ツールケース仕様の表示場所	高さ
レーベル		レーベル	4以上
表カード(表1)		表カード(表1)	10以上
ブックレット(表1)		表カード(表4)	10以上
裏カード		表カード(背)	4以上
キャップ	表面	-	10(6*)以上
	背部	-	4
共通ステッカ		共通ステッカ	7
その他印刷物		その他印刷物	4以上

備考 * 印は、半タスキの場合

2) ディスク・タイプ 片面盤・両面盤，又は一層・二層の区別を表示する。

表示の例を，次に示す。

例 片面・一層

3) レーベル・マーク 表示は，それぞれ各社の規定或いは関係権利者との役務契約などに準拠して，適切に行うものとする。

4) プログラム内容 表示は，作品使用契約などに準拠して，できるだけ具体的，かつ，詳細に行うこと。

5) 画面(スクリーン)サイズ スタンダード，シネマスコープ，ビスタサイズなど，収録されているオリジナル・プログラムの画面(スクリーン)サイズを適切な方法で表示する。

6) カラーモード表示 表示は，片仮名又は英文字のいずれで記載してもよい。また，モノクローム(MONOCROME)はモノクロと略称してもよい。

なお，カラーとモノクロームが混在している場合には，双方を併記する。

7) 映像倫マーク 指定マークの表示方法，運用などについては，映像倫理協議会の規定に従うこと。

8) 再生可能地域管理表示 表示は，再生可能地域を表す指定マークと，該当するテレビジョン方式名とを一体で行い，“発売対象市場名”を付記する。

図 2 日本市場向けの表示例



備考 “発売対象市場名”の表示は，“日本市場向け”又は“日本国内向け”とする。

9) 収録時間 収録されているプログラム本編の長さ(時間)を表示する。

複数タイトルが収録されている場合には、各タイトル別の収録時間を併記してもよい。

10) サイド表示 両面盤ディスクの場合のA面・B面を識別するためのもので、A・B 或いはサイド1・サイド2などと表示する。ただし、2枚以上にわたる組物の場合は、収録作品の順序に従って1, 2, 3, ……と通し番号で表示してもよい。なお、表示はディスクの信号記録面とは反対側の面に行うこと。

11) タイトル/チャプター番号 タイトル/チャプターの表記は、片仮名又は英文のいずれでもよい。

a) タイトル番号 タイトル(一つの作品として完結しているプログラム)を識別する番号で、ディスク面別に収録順序に従って各タイトルごとに1番から付番する。

両面盤の場合は、同一プログラムであってもA・B面ごとに、それぞれ1番から付番する。カラオケ作品の場合は、それぞれの曲ごとにタイトル番号を付番する。

表示は、該当する収録作品名の表示と一体で行う。

b) チャプター番号 タイトルの中を細分化(個々のシーン, 楽曲など)する場合に用いる番号で、各タイトル別に収録順序に従い1番から付番する。

したがって、A・B面をまたがって連続したチャプター番号を付番することはできない。

表示は、該当するシーン, 個々の楽章などの表示と一体で行う。

タイトル及びチャプター番号の表示例を、次に示す。

例1 . 映画作品の場合(片面盤に1作品収録した例)

作品の題名 < A > チャプター 1. シーン A

2. シーン B

3. シーン C

4. シーン D

5. シーン E

例2 . 映画作品の場合(両面盤に1作品収録した例)

作品の題名 < A > サイド A チャプター 1. シーン A

2. シーン B

3. シーン C

サイド B チャプター 1. シーン D

2. シーン E

例3 . 音楽作品の場合(片面盤に2作品収録した例)

タイトル1: ベートーヴェン/交響曲第5番「運命」

チャプター 1. 第 楽章

2. 第 楽章

3. 第 楽章

4. 第 楽章

タイトル2: シューベルト/交響曲第8番「未完成」

チャプター 1. 第 楽章

2. 第 楽章

例4．カラオケ作品の場合（両面盤の例）

- サイド A タイトル 1. 曲目 A
2. 曲目 B
3. 曲目 C
- サイド B タイトル 1. 曲目 D
2. 曲目 E
3. 曲目 F
4. 曲目 G

12) 映像圧縮方式名 映像圧縮方式名（MPEG-1 又は MPEG-2）を表示する。

表示の例を，次に示す。

例 MPEG-2

13) 音声記録方式名及び内容 それぞれの音声トラックごとに，音声仕様，録音方式，音声内容及び使用言語を表示し，適切な説明文を付記する。

- a) 音声トラック 使用している音声トラック数を示す指定マークを表示する。ただし，音声トラックが単数の場合は指定マークの表示を省略してもよい。
- b) 音声仕様 リニアPCM（48kHz / 16bit，96kHz / 20bit など），ドルビーデジタルなどの音声仕様を表示する。
- c) 録音方式 モノホニック，ステレオホニック，サラウンドなどの別を表示する。
なお，モノホニックはモノ又は MONO，ステレオホニックはステレオ又は STEREO と略称してもよい。
- d) 音声内容及び言語 映画作品におけるオリジナルのサウンドトラック，吹き替えのサウンドトラック，ストーリー解説などの区分とその使用言語。音楽作品における歌唱もの，演奏ものの区分とその使用言語。カラオケ作品におけるカラオケ，範唱の区分などを表示する。
- e) 説明文 文例としては次のようなものがある。

例 このタイトルは，音声選択操作でご希望の音声を再生することができます。

表示の例を，次に示す。

例1．三つの音声トラックを使用した映画作品の例



トラックNo.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	ドルビーデジタル	5.1chサラウンド	オリジナル（英語）
2	ドルビーデジタル	ドルビーサラウンド	日本語吹き替え
3	ドルビーデジタル	モノ	監督の解説（日本語）

例2．二つの音声トラックを使用した音楽作品の例



トラックNo.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	リニアPCM	ステレオ	歌劇（イタリア語）
2	ドルビーデジタル	5.1chサラウンド	歌劇（イタリア語）

例3．二つの音声トラックを使用したカラオケ作品の例



トラックNo.	音声仕様	録音方式	音声内容及び言語
1	ドルビーデジタル	ステレオ	オリジナル
2	ドルビーデジタル	ステレオ	バージョン

備考1．ドルビーデジタルは、ドルビー AC-3の新しい呼称。

2．ドルビーデジタル、ドルビーサラウンドなどを採用した場合には、ドルビーラボラトリーズ・ライセンシング・コーポレーションの定めるロゴマーク及び商標確認表記文を表示する。

14) 権利擁護表示 次に例示する方法によって、“複製”、“貸与”、“公衆送信”、“公開上映”などの違法な行為を禁止していることを明示する。

例 このDVDは、一般家庭内における私的再生に用途を限って販売されています。従って有償・無償に拘わらず、権利者の書面による事前の承認を得ず、複製・貸与・公衆送信・上映等を行うことを禁止致します。

15) 賃貸禁止表示 レンタル禁止商品である場合には、その旨を明示する。

表示の例を、次に示す。

例 レンタル禁止

16) 録音許諾表示 (社)日本音楽著作権協会(JASRAC)等との作品使用契約に基づき、指定マークを表示する。

17) ©表示 万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるために、適切に表示する。

表示は“©記号”、“最初の発行年(西暦)”、“権利者名”とを接近した位置に併記する。

例 © 2001 Co.,

18) コピーガード表示 デジタル、アナログを問わず、コピーガード機能を用いているときは、その旨を表示する。

表示の例を、次に示す。

例 複製不能

19) 原産国表示 当該DVDビデオを製造(プレス)した国名を表示する。

日本製である旨の表示には、次に例示するものがある。

例1．MADE IN JAPAN

例2．MANUFACTURED BY Co., JAPAN

20) 価格表示は、消費者が外観から容易に識別できるよう、10級(7ポイント)以上の活字を用いて適切に行うこと。

21) 商品番号 RIS502で規定される商品分類用の記号・番号を外観から明瞭、かつ、容易に読み取ることができるように表示する。

なお、キャップ背部へは、10級(7ポイント)以上の活字を用いること。

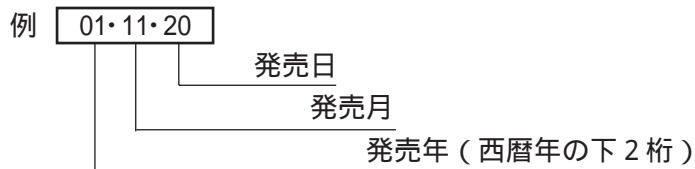
22) JANコード バーコードシンボル(POS用バーコード)は、POSレジスタで確実に読み取ることができるように表示する。

なお、バーコードシンボルは、JIS X 0501に準拠したものであること。

23) 発売年月日 発売年月日を表示する場合は、原則として次のとおりとし、容易に識別できるように印刷する。

a) 活字：ヘルベチカ・レギュラー 10 級（7 ポイント）

b) 枠：高さ・3mm，幅・約 10mm



24) 発売会社名又はその略号 ここでいう略号とは、株式会社を（株）又は（K・K）と略したり，若しくは会社名を英文で表示する程度までをいう。

25) 製造会社名又はその略号 製造会社名は，略称（記号）で表示してもよい。

26) 商品説明表示 DVD ビデオを簡単に説明した表示をいう。

次に説明文例，共通ステッカ及びキャップの例を示す。

説明文例 DVD ビデオは，映像と音声を高密度に記録したディスクです。DVD ビデオ対応プレーヤで再生してください。

例 1．共通ステッカの場合



備考 DVD 専用ジュエルケースの場合，パッケージ表面側にフィルム個装の上から貼付する。

例 2．キャップの場合



27) 取扱注意事項 消費者の不用意な取扱いや保管による事故を防止するために適切に表示すること。

表示の記載例としては，次のようなものがある。

a) 再生上の取扱

例 1．DVD ビデオは，映像と音声を高密度に記録したディスクです。詳しい再生上の取扱方については，ご使用になるプレーヤなどの取扱説明書をご覧ください。

例 2 . パソコン等での再生では , その仕様や環境により , 不具合を発生する場合があります。

b) アナログコピーガード (マクロビジョン) を施した場合の注意

例 DVD プレーヤからビデオデッキ等を経由してテレビに接続すると , コピーガード信号の影響で画像が乱れることがありますので , DVD プレーヤの映像出力から直接テレビに接続してください。

c) 鑑賞上の注意

例 暗い部屋で画面を長時間見つづけることは , 健康上の理由から避けてください。

また , 小さなお子様の視聴は , 保護者の方の目の届く所でお願いします。

d) 取扱上の注意

ディスクは , 両面共に , 指紋 , 汚れ , キズなどを付けないよう取り扱ってください。

ディスクが汚れたときは , メガネふきのような柔らかい布で内周から外周に向かって放射状に軽くふき取ってください。レコード・クリーナーや溶剤などは使用しないでください。

ディスクは , 両面共に , 鉛筆 , ボールペン , 油性ペンなどで文字や絵を書いたり , シールなどを貼付しないでください。

ひび割れや変形 , 又は接着剤などで補修したディスクは , 危険ですから絶対に使用しないでください。

e) 保管上の注意

直射日光の当たる所 , 高温・多湿な場所での使用・保管は避けてください。

ご使用後 , ディスクは必ずプレーヤから取り出し , DVD 専用ケースに入れて保管してください。

プラスチックケースの上に重い物を置いたり , 落としたりすると , ケースが破損し , ケガをすることがあります。

28) 再生機能表示 DVD ビデオの各種機能を用いているときは , それぞれ該当する指定マークと取扱説明文を表示する。

なお , 取扱説明文には , 次に例示するような , それぞれの機能に適した補足説明文を付記すること。

例 再生機能操作については , ご使用になるプレーヤの取扱説明書をご参照ください。

備考 指定マークの印刷方法の詳細 , 清刷などの入手については , 製造委託先会社に照会のこと。

a) サブタイトル (副映像) タイトルに設定されたサブタイトル・トラック数を示すマークと , 各トラックに記録されている内容を表示する。

なお , サブタイトルが , 一つのおきも指定マークを表示すること。

例 二つのサブタイトル・トラックを使用した例

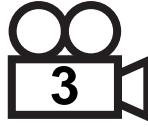
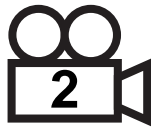


トラックNo.	内容
1	英語字幕
2	日本語字幕

説明文例 このサブタイトルは , サブタイトル選択操作で希望する字幕を表示することができます。

- b) マルチアングル機能 タイトル又はチャプターに設定された選択可能なアングル数を示す指定マークと取扱説明文を表示する。

例 1 . 2 アングルマークの例 例 2 . 3 アングルマークの例 例 3 . 4 アングルマークの例



説明文例 このタイトル(チャプター)は、アングル切り替え操作で希望するアングルを表示することができます。

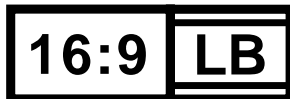
- c) 画面アスペクト及び切り替え機能 収録されているプログラムが16:9テレビ対応、又は4:3テレビ対応かの区別を表示する。

(1)16:9テレビ対応プログラムがスクイーズモードで収録されている場合 4:3テレビで再生するときの選択可能な画面タイプを示す指定マークと説明文を表示する。

指定マークは、次の3タイプから1つ選んで表示する。

例 1 . レターボックスが選択可能な場合

例 2 . パンスキャンが選択可能な場合



例 3 . レターボックスとパンスキャンが選択可能な場合



例 1 の説明文例 ・このプログラム(又はタイトル)は、16:9画面サイズで収録されています。プレーヤの画面サイズ切り替え操作によって、4:3サイズの画面を表示することができます。

・画面サイズの切り替え時には、4:3レターボックスとなります。

(2)4:3テレビ対応プログラムが収録されている場合 画面タイプを示す指定マークと説明文を表示する。

指定マークは、次の2タイプから1つ選んで表示する。なお、2タイプが混在する場合は、両方表示するものとする。

例 1 . レターボックスの場合

例 2 . パンスキャンタイプで加工されている場合



例 1 の説明文例 このプログラム(又はタイトル)は、4:3画面サイズ(レターボックス)で収録されています。

- d) オートセットスタート機能 オートセットスタート機能を設定したディスクの場合は、その旨を適切な説明文で表示する。

説明文例 このディスクは、プレーヤに挿入後、自動的にメニュー画面又は本編の再生を開始します。ただし、プレーヤによっては、「PLAY」ボタンを押さないと動作しない場合があります。

- e) オートマチックピクチャーストップ機能 オートマチックピクチャーストップ機能を設定したタイトルの場合は、その旨を適切な説明文で表示する。

説明文例 このタイトルは、自動的に静止画再生を行う箇所があります。画面の案内に従ってプレーヤを操作してください。

f) システムメニュー操作

- (1) 記録言語の表示 システムメニューに用意された言語の種類を表示する。

例 メニュー画面对応言語：日本語、英語、ドイツ語の三ヶ国語で収録されています。

- (2) ディスク又はタイトルの表示 システムメニューを記録したディスク又はタイトルの場合は、その旨を適切に表示する。

例 ・このディスクは、タイトル選択画面(タイトルメニュー)で希望するタイトルを再生することができます。

・このタイトルは、チャプター選択画面(チャプターメニュー)でチャプター選択操作をすることができます。

・このタイトルは、音声選択画面(音声メニュー)で音声選択操作をすることができます。

・このタイトルは、サブタイトル選択画面(サブタイトルメニュー)でサブタイトル選択操作をすることができます。

・このタイトルは、アングル選択画面(アングルメニュー)でアングル選択操作をすることができます。

- 29) その他注意事項 消費者の誤解・誤認を防止するために、次に例示するような場合には、その旨を適切な方法で表示すること。

コンサートの実況など、ライブもののプログラムを使用したとき。

演奏もの音楽ビデオで、歌唱ものと誤認される恐れがあるとき。

音楽ものビデオで、多数曲をメドレーに編曲した楽曲を使用したとき。

外国映画などの場合、字幕スーパーのプログラムを使用したとき。

例 この作品の映像には、日本語字幕が予め収録されています。

記録ものなど、古いフィルムやプログラムを使用したとき。

5. 表示の場所 表示の場所は、原則として表2及び表3のとおりとする。

なお、この規格で用いる附属品の呼称は、ジュエルケース仕様の場合はRIS206による。

また、DVDトールケース仕様の場合は、便宜的に"表カード"、"ブックレット"、"折込みカード"とした。

表2 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所								
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード	キャップ	
		表1	その他	表1	その他			表1又は4;	背部
1) DVDロゴ		*1		*1				*2	*2
2) ディスク・タイプ									
3) レーベル・マーク									
4) プログラム内容									
5) 画面(スクリーン)サイズ									
6) カラーモード表示									
7) 映像倫マーク									
8) 再生可能地域管理表示									
9) 収録時間									
10) サイド表示									
11) タイトル/チャプター番号									
12) 映像圧縮方式名									
13) 音声記録方式名及び内容									
14) 権利擁護表示									
15) 賃貸禁止表示									
16) 録音許諾表示									

備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。

2. , , 等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. 印は、該当する場合に表示するもの。

4.*1印は、キャップにある場合は表示しなくてもよい。

5.*2印は、キャップの替わりにシールを用いる場合は、シールに表示するもの。

表2 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表2の続き

表示項目	表示の場所								
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード	キャップ	
		表1	その他	表1	その他			表1又は4	背部
17) ©表示									
18) コピーガード表示									
19) 原産国表示									
20) 価格							*1		
21) 商品番号									
22) JANコード									
23) 発売年月日									
24) 発売会社名又はその略号									
25) 製造会社名又はその略号									
26) 商品説明表示									
27) 取扱注意事項									
28) 再生機能表示	マーク								
	説明文								
29) その他注意事項									

- 備考 1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。
2. , , 等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。
3. 印は、該当する場合に表示するもの。
- 4.*1印は、キャップにある場合は表示しなくてもよい。
- 5.*2印は、キャップの替わりにシールを用いる場合は、シールに表示するもの。

表3 トールケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所						
	ディスク 本体	表カード			ブックレット		折込み カード
		表1	表4	背部	表1	その他	
1) DVDロゴ							
2) ディスク・タイプ							
3) レーベル・マーク							
4) プログラム内容							
5) 画面(スクリーン)サイズ							
6) カラーモード表示							
7) 映像倫マーク							
8) 再生可能地域管理表示							
9) 収録時間							
10) サイド表示							
11) タイトル/チャプター番号							
12) 映像圧縮方式名							
13) 音声記録方式名及び内容							
14) 権利擁護表示							
15) 賃貸禁止表示							
16) 録音許諾表示							

備考 1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。

2. , , 等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. 印は、該当する場合に表示するもの。

表3 トールケース仕様の場合の表示場所

表3の続き

表示項目	表示の場所						
	ディスク 本体	表カード			ブックレット		折込み カード
		表1	表4	背部	表1	その他	
17) ©表示							
18) コピーガード表示							
19) 原産国表示							
20) 価格							
21) 商品番号							
22) JANコード							
23) 発売年月日							
24) 発売会社名又はその略号							
25) 製造会社名又はその略号							
26) 商品説明表示							
27) 取扱注意事項							
28) 再生機能表示	マーク						
	説明文						
29) その他注意事項							

備考1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。

2. , , 等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. 印は、該当する場合に表示するもの。

DVD ビデオの表示事項及び表示方法 解説

1. 規格制定・改正の趣旨及び経緯

1.1 制定の趣旨 ビデオ商品に関する表示には、消費者とのコミュニケーションの手段として必要な表示、景品表示法に基づく表示。ビデオ発売会社と関係権利者の権益を擁護するための著作権法、著作権及び著作隣接権関係条約に基づく表示。その他、ビデオ発売会社として円滑な業務遂行に必要な表示など、種々の表示すべき事項がある。

特に、DVD ビデオにおいては、ビデオ商品としての一般的な表示事項のほか、DVD ビデオ固有の機能について表示すべき事項がある。

これらの表示事項に不備・脱落などがあった場合には、消費者の苦情の対象になったり、ビデオ発売会社及び関係権利者の権益を損なったり、或いはビデオ商品発売会社として業務遂行に支障を来したりする恐れがある。

また、消費者保護対策の観点からも、商品に対する表示の適正化が厳しく求められている。

このため、(社)日本レコード協会技術委員会では、DVD ビデオの円滑な市場導入を図るために、DVD コンソーシアム(現DVDフォーラム)の協力を得ると共に、(社)日本映像ソフト協会DVD特別委員会とも連携を取りつつ、DVDビデオに求められる基本的な表示事項とその表示方法を参考となるよう規格化し、「RIS403 DVD ビデオの表示事項及び表示方法(暫定版)」として、制定・発行した(1996年10月)。

1.2 改正の趣旨 暫定版制定から、すでに5年が経過し、DVD ビデオの発売タイトル数も増加していることから、品質管理専門部会からRIS403の改正が提案された。これを受け、技術委員会に、ワーキンググループを特設し、DVDロゴの新ロゴへの移行、著作権法の改正による権利擁護表示の検討等、規格書の体裁を含め、規格書全体の見直しを行った(2001年11月)。

今回の改正作業においても、DVDフォーラム及び映像ソフト協会から客員委員として審議にご参加いただくなど、多大なご協力をいただいた。

2. 規格運用に際しての留意点 この規格では、DVDビデオに必要なとされる基本的な表示事項と、これに対する原則的な表示方法を参考となるよう規定している。

したがって、この運用に際しては、この規格を参考に社内規定類を整備するなど、それぞれの社内の実情に則した具体的な運用ルールを定め、消費者の保護や権利の擁護などに不備が生じないよう社内関係部門への趣旨の徹底を図られることが望ましい。

以下に、従来からの経緯を含め、その主な留意点について補足説明する。

2.1 適用範囲(本体の1.) この規格は、NTSC テレビジョン標準方式で記録された日本市場向けの一般市販用のDVDビデオディスク商品を対象としている。一般市販用カラオケ商品においては、この規格と併せて、当協会発行の「カラオケ用DVDビデオ・ガイドライン」を参照されたい。

なお、通信販売用、業務用カラオケなどの特販用の商品についても、この規格を参考に適切に対処されることが望ましい。

なお、旧規格で「備考」に掲げていた引用規格は、この規格では「2.」に移行した。

2.2 表示事項及び内容(本体の3.) ここでは、DVDビデオに表示されるべき基本的な項目を掲げている。

したがって、収録するプログラムの種類・内容などによっては表示を必要としない項目もあり得る。

また、関係権利者との契約、或いは自らの判断で規定項目以外を表示することは何ら差し支えない。

2.3 表示の方法(本体の4.) ここでは、原則的な表示の方法を示してあるので、それぞれの実態に則して適切に対処されたい。

特に、これらの表示項目は、明瞭に読み取れることが必要要件である。このため、印刷に際しては、表示項目と絵柄との明瞭度が十分に確保されるよう配慮されたい。

次に、各項目について補足説明する。

1) DVD ロゴ DVD ロゴは、DVD ビデオの製造・販売に関するライセンス契約によって表示が義務付けられているので、この規定によることが望ましい。

DVD ロゴが新ロゴに移行したため、今回の改正から新ロゴを採用した。新ロゴについては"VIDEO"の文字は、ロゴの下又は右側に配置できるが、店頭での混乱を防ぐ目的から、"VIDEO"の文字をロゴの下に置くものに統一した。DVD ロゴを管理するDVD フォーマットロゴライセンシング株式会社(DVDFLLC)の要請により、"フォーマット・マーク"の呼称を"DVD ロゴ"に変更し、また、備考1の文言を追加した。

なお、表示場所にツールケース仕様を追加したため、「表1 表示のサイズ」に「ツールケース仕様の表示場所」を追加した。また、「ジュエルケース仕様の表示場所」の「キャップ(表面)」のカッコ内に、半タスキ(キャップの表1が通常サイズの半分のもの)を用いた場合のDVDロゴのサイズを示した。

2) ディスク・タイプ DVD ビデオの仕様には、ディスク・タイプとして、片面盤の一層・二層と両面盤の一層・二層とがあるので、その相違を表示することとした。

3) レーベル・マーク ここでいうレーベル・マークとは、DVD ビデオを発売する会社が所有・管理する商標、役務契約によって使用する外国会社の商標・マークの類を総称したものである。

4) プログラム内容 プログラム内容は、消費者保護の観点から、外観上容易に知り得るよう表示されている必要がある。

特に(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の管理する楽曲を用いた音楽作品の場合は、JASRACとのビデオグラム録音使用許諾契約に基づく著作権人格権の尊重条項で、「著作物題名及び著作者名」の表示が義務付けられているので、適切に対処することが必要である。

5) 画面(スクリーン)サイズ DVDビデオに収録するオリジナルのプログラムには、スタンダード、シネマスコープ、ピスタサイズなどがあるので、消費者が外観上その違いを識別できるよう表示する必要がある。

6) カラーモード表示 DVDビデオに収録するオリジナルのプログラムには、カラーとモノクロとがあるので外観からその違いを識別できるようにした。

7) 映像倫マーク 映像倫理協議会(略称「映像倫」)とは、一般向けビデオ、劇場未公開映画のビデオ作品をはじめとするあらゆる映像作品を対象とした倫理審査機関であり、DVDビデオにおいても映像倫の審査・判定に基づく「映像倫マーク」を表示することとした。

なお、「映像倫マーク」の表示方法・具体的な運用方法については、映像倫理協議会に照会されたい。

- 8) 再生可能地域管理表示 DVDビデオの場合、リージョンNo.によって再生地域を限定できるようになっているので、この規格では、「リージョンNo. = 2」且つ「NTSCテレビジョン方式」の時は、「発売対象市場名」を併記することにより、日本市場向けの表示を明確化してある。
- なお、今回の改正では、「発売対象市場名」の表示に、「日本国内向け」も使用されていることから、備考で追加した。
- 9) 収録時間 外観からは収録されているプログラムの長さ（時間）を判別できないので、収録時間（本編の長さ）を表示することにした。
- また、特典映像の収録時間の表示については、適宜対応していただきたい。
- 10) サイド表示 両面盤の場合、A面・B面を識別できるようサイド表示を行うことにした。
- なお、今回の改正では、ディスクの記録面とは反対側にサイド表示を行うことを明記した。
- 11) タイトル/チャプター番号 タイトル番号とチャプター番号は、収録されている作品やその作品の一部を任意に選択して再生するためのものである。
- したがって、この番号は、収録作品の題名、個々のシーン或いは楽章などの表示と一体で行う必要がある。
- 12) 映像圧縮方式名 DVDビデオでは、映像圧縮方式が用いられているが、「MPEG-1」と「MPEG-2」とでは画質に差があることから、採用されている映像圧縮方式名を表示することとした。
- 13) 音声記録方式名及び内容 DVDビデオでは、複数の音声トラックが使用でき、種々の組み合わせが可能なことから、指定マークの表示と共に、その内容を表示することとした。
- 14) 権利擁護表示 この表示は、DVDビデオの製作・発売会社及び関係権利者が所有する「複製権」、「頒布権」、「公衆送信権」、「上映権」などを侵害する行為を防止するための表示である。
- なお、今回の改正では、1998年1月1日施行の改正著作権法で新たに「公衆送信権」が追加されたため、それに対応した表示例を採用した。
- 15) 賃貸禁止表示 ビデオ商品では、「セル専用」、「セル・レンタル兼用」、「レンタル専用」とがあるので、レンタル禁止商品の場合には、その旨表示することとした。
- 16) 録音許諾表示 録音許諾表示は、(社)日本音楽著作権協会の管理楽曲を使用する場合は、録音使用許諾契約によって、義務付けられている指定マーク（通称「JASRACマーク」）を表示する。
- なお、2001年10月1日から施行された著作権等管理事業法によって、JASRAC以外の管理団体の著作権等管理事業への参入が可能となったので、JASRAC以外の事業者が管理する楽曲を使用する場合には、その指示に従う必要がある。
- 17) ©表示 ベルヌ条約加盟国及びWTO（世界貿易機関）加盟国においては、©（Copyrightの略）表示がなくても権利は保護されている。
- しかし、万国著作権条約のみに加盟している国においては、©表示が保護を受けるための要件となっているため、権利擁護の表示の徹底を図るために、すべての商品に表示を行うこととした。
- 18) コピーガード表示 コピーガード等を使用しているときは、その旨を表示することとした。
- マクロビジョンのみを施されたアナログ信号では、複製した場合に品質の著しい劣化を伴うことから、便宜上、「複製不能」と表示することとしている。
- なお、今回の改正では、マクロビジョン等のアナログコピーガードやコピーコントロール

(アナログ及びデジタルのCGMS等のコピー禁止を含む)などのうち少なくとも一つを施している場合に表示することを明確にした。

19) 原産国表示 この表示は、消費者保護行政の一環として、「景品表示法」で規定されているものである。

20) 価格 価格の表示は、消費者の商品選択、販売店のレジ処理の円滑化などから、外観上容易に識別できなければならない。

このため、価格表示がはっきり読み取れるように、活字書体の選択、下地色と文字色との組み合わせなどに配慮する必要がある。

21) 商品番号 商品番号(日用品番)は、商品を特定するための記号・番号である。通常取引では、この商品番号が用いられるので、外観上容易に判読できるよう表示する必要がある。

なお、商品番号は、製造工程での管理にも用いられるので、「ディスク本体」のほか、「表カード」、「ブックレット」、「裏カード」、「キャップ」などの添付物のすべてに表示しておく必要がある。

22) JANコード JANコードは、流通情報の処理の効率化を図るためのPOS用バーコードである。

この表示は、販売店におけるPOSレジスタで正確に読み取れるように、表示の場所、印刷の色との組み合わせなどに十分注意する必要がある。

23) 発売年月日 発売年月日は、新譜として発売するときの定期発売日又は臨時発売日を表示することとした。

24) 発売会社名又はその略号 自己の発売する商品に自社名を表示することは当然のことであるが、一部に不明確なものが流通しているため、レコード関係JIS(日本工業規格)では、特にこの表示が義務付けられている。

なお、発売会社と製造会社が同一のときは、「原産国表示」と一体で表示するのが一般的である。

25) 製造会社名又はその略号 この表示は、当該DVDビデオを製造した会社名を表すもので、発売会社と製造会社が異なるときは、略号(記号)で表示するのが一般的である。

26) 商品説明表示 DVDビデオの機能を簡単に説明したものであり、DVDビデオ発売当時に消費者の啓蒙を図る目的で、簡潔な説明文とDVDロゴを一体で表示したものである。

なお、今回の改正では、DVDロゴ表示検討WGが、2000年5月に作成した新ロゴに対応したキャップ及び共通ステッカを採用した。

キャップについては、新ロゴの「VIDEO」の文字が小さくなったことから、DVDオーディオとの識別性を高める目的で、背部に新たに「VIDEO」の文字を入れてある。また、キャップ裏面のDVDロゴは削除している。

さらに共通ステッカは、外装フィルムが再商品化義務のあるプラスチック製容器包装であることを示す「プラマーク」を表示した識別表示仕様のものを採用した。なお、容器包装識別表示についての詳細は、当協会発行の「容器包装識別表示ガイドライン」を参照されたい。

27) 取扱注意事項 この表示は、消費者の不用意な取扱いなどによる事故を防止するためのものをいう。

「b) アナログコピーガード(マクロビジョン)を施した場合の注意」は、アナログコピーガード(マクロビジョン)を施したDVDビデオを再生する際、DVDビデオプレーヤの映像出力

をVHSビデオデッキを経由して、テレビモニターに接続すると、画像が乱れるため、今回の改正から追加したものである。

なお、映像ソフト協会からの要望により、「a) 再生上の取扱」に「例2」として「パソコン等での再生」に関する注意文例と「c) 鑑賞上の注意」を追加した。

「パソコン等での再生」に関する注意文例の掲載は、各社の販売方針等を考慮して適宜対応されたい。

また、「c) 鑑賞上の注意」は1997年12月にアニメ番組のTV放送により、問題が発生した経緯があり、速い光の点滅を多用する作品で、特に子供向けのビデオ商品の場合は、パッケージへの表示と共に、巻頭画面への表示も推奨する。

28) 再生機能表示 DVDビデオには、多様な再生機能があるので、ここでは、基本的な事柄を列記している。表示に際しては、その機能が消費者に十分理解されるように、それぞれ機能に対応する指定マークに説明文を併記することになっている。

なお、各機能を示す指定マークの入手については、製造委託先会社に照会されたい。また、それぞれの再生機能の詳細については、DVDフォーラム発行の「DVD-Video ソフトウェア制作ガイドブック」を参照されたい。

今回の改正では、「c) 画面アスペクト及び切り替え機能」の本文中の表現について、分かりやすいように変更した。

また、「d) オートセットスタート機能」は、DVDビデオプレーヤに、ディスクを挿入した時点で動作するものが一般的であるが、チェンジャータイプなど機種によっては、「PLAY」ボタンを押さないと動作しないものがあるため、「説明文例」を修正した。

29) その他注意事項 その他注意事項とは、主に収録されているプログラムの内容について、消費者の誤解・誤認をさけるためのものである。

ここでは、その代表的な事例を掲げてあるが、消費者保護の観点から適切な対応が必要である。

2.4 表示の場所（本体の5.）表示の場所については、表2においてDVD専用ジュエルケース、表3においてDVDトールケースを対象に、最低限必要な表示場所を規定してある。

したがって、関係権利者との契約又は自らの判断で、表示場所以外に表示することを妨げるものではない。

なお、今回の改正から、「DVDトールケース用附属品」の呼称を便宜的に「表カード（化粧紙）」、「ブックレット」、「折込みカード」とし、「表3 トールケース仕様の場合の表示場所」を追加した。

また、DVD専用ジュエルケース及びDVDトールケース以外のパッケージを使用するときは、この規格に準拠して適切に対応されたい。

3. 原案作成委員会の構成表 この規格の改正原案作成は、技術委員会内に特設したDVDビデオ表示規格改正ワーキンググループが担当した。

その委員構成を次に示す。

DVD ビデオ表示規格改正ワーキンググループ 委員構成表

	氏 名	所 属
(幹 事)	梅 沢 清	日本コロムビア株式会社 事業本部生産本部品質管理部
(副幹事)	黒 津 秀 雄	東芝EMI 株式会社 制作宣伝管理部
(客 員)	三 村 英 紀	株式会社東芝デジタルメディア機器社 光・磁気ストレージ開発センター
	澤 辺 孝 夫	パイオニア株式会社 AV 開発センター光ディスクシステム開発部
	平 井 宏 侑	東宝株式会社 映像本部 映像事業部
	菊 池 洌	株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント ホームビデオ部門 制作管理部
(委 員)	矢 澤 弘 行	日本コロムビア株式会社 事業本部技術本部
	天 方 維 史	ビクターエンタテインメント株式会社 デザインセンター
	鈴 木 順 三	ビクターエンタテインメント株式会社 マルチメディアシステム部
	曾 田 喬	日本ビクター株式会社 メディアカンパニー林間事業部 CS 部
	中 村 栄 治	キングレコード株式会社 広告デザインセンター
	佐 藤 博 美	キングレコード株式会社 管理統括部
	亀 山 敏 春	株式会社ソニー・ミュージックレコーズ 総合企画部
	田 中 一 郎	株式会社ポニーキャニオン編成管理部
	佐 藤 岳	パイオニア LDC 株式会社制作部
(事務局)	北 村 幸 市	社団法人 日本レコード協会テクノロジーセンター
	赤 塚 祐一郎	社団法人 日本レコード協会テクノロジーセンター

審議改正 : 社団法人日本レコード協会 技術委員会 (委員長: 斉藤 正明, 2001.11.21)
原案審議 : 営業部会 (幹事: 土屋 幸夫, 2001.11.16)
 : 著作権部会 (2001.11.14)
原案作成 : DVDビデオ表示規格改正WG (幹事: 梅沢 清, 2001.11.9)
発 行 : 社団法人日本レコード協会
 : 東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル (〒104-0061)
 : 電話 (03) 3541-4411 ~ 4
